

泉地区ほか金網柵設置工事 仕様書

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この仕様書は下記の工事に適用する。

- (1) 事業名：令和8年度 鳥獣被害防止総合対策事業
- (2) 工事名：泉地区ほか金網柵設置工事
- (3) 工事場所：丹波篠山市 泉、今田町黒石 地内
- (4) 工事延長：泉地区L＝608m 今田町黒石地区L＝760m

(適用の範囲)

第2条 工事の施工にあたっては、設計図書、契約書、本仕様書によるほか、農林水産省農村振興局編「土木工事共通仕様書」を使用し、語句は丹波篠山市獣がい対策推進協議会所管に読み替える。また、施工上必要な基準規則については関係法規の定めによるものとする。

(工期)

第3条 工期は、令和9年2月28日までとする。

工期は土曜日、日曜日、祝日、夏期休暇、年末年始休暇を含む。

第2章 一般事項

(施工)

第4条 受注者は施工に先立ち、設計図書、数量計算書、現場状態等の照査を行い、疑義が生じた場合は監督職員と協議の上、処理するものとする。

- 1 工事現場に隣接する土地にむやみに立ち入ってはならない。また、立ち入り等必要な場合は、地権者の承諾を得るとともに監督職員に報告するものとする。
- 2 隣接する土地を使用した場合は、速やかに従前の状態に回復させるとともに地権者の確認、了解を得るものとする。

(金網柵の仕様等)

第5条 金網柵、門扉等の資材については、添付図面で示す仕様と同等以上の規格とする。

- 1 金網柵は目的とする野生鳥獣の進入を防ぐものでなければならない。本工事の対象となる野生鳥獣は鹿、猪である。
- 2 金網部の継ぎ目については、一般金網部と同等以上の強度を要するように施工すること。
- 3 施工
 - (1) 金網柵設置位置、門扉の設置箇所の決定については、地元役員及び監督職員と協議の上で決定するものとする。
 - (2) 標準的な柵設置は図面のとおりにするが、現場の状況等により上記諸条件を満たさない場合は、監督職員と協議の上で決定するものとする。
 - (3) 本工事施工にあたり疑義が生じた場合は、受注者は施工に先立って監督職員と協議し、そ

の指示を受けること。

(施工管理)

第6条 受注者は、契約締結後速やかに施工計画書及び実施工程表を作成し、監督職員に提出しなければならない。なお、変更が生じた場合は、その都度、変更施工計画書及び変更工程表を提出しなければならない。

- 1 受注者は、工事の出来形及び品質が設計図書に適合するように十分な施工管理を行わなければならない。なお、監督職員が出来形及び品質の確認のための資料の提出を要求した場合はその指示に従うものとする。

(安全及び保安対策)

第7条 安全に関する訓練等の実施について、工事着手後、原則として作業員全員の参加により1ヶ月あたり半日以上時間を割当て、下記の項目から実施内容を選択し、安全・訓練等を実施する事。なお、経費については現場管理費に含む。

- (1) 安全活動のビデオ等視聴覚資料による安全教育
- (2) 本工事内容等の周知徹底
- (3) 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
- (4) 本工事における災害対策訓練
- (5) 本工事現場で予想される事故対策
- (6) その他、安全・訓練等として必要な事項

- 1 受注者は、工事の施工にあたって常に細心の注意をはらい、労働安全衛生法等を遵守し、公衆及び従業員の安全を計らなければならない。特に、本作業地は山地であるため、傾斜、立木、倒木、転石等危険性を充分考慮し、転落事故や資材の落下事故等のないよう安全対策を図ること。
- 2 本作業地は山地であることから暖をとるための火気等は禁止する。また、たばこの後始末は必ず専用の携帯吸い殻入れ等を使用し、作業終了時には必ず火気等後始末の点検を行うこと。
- 3 工事中は所要の人員を配置し、現場内の整理整頓及び保安に努めなければならない。
- 4 重要な工作物に近接して工事を施工する場合は、あらかじめ保安上必要な措置、緊急措置及び連絡方法等について監督職員と協議し、これを遵守しなければならない。
- 5 現地において製品の一部加工が生じ、ガソリン等の危険物を使用する場合には、保管及び取扱について関係法令の定めるところに従い万全の方策を講じなければならない。
- 6 豪雨及び台風時等出水の恐れのある時は、受注者は昼夜の別なく所要の人員を現場に待機させるとともに応急処置に対する準備をしておかななければならない。

(施設の保全)

第8条 既設構造物を汚染または損傷を与えたときは、速やかに監督職員に報告し、受注者の責任で復旧しなければならない。

- 1 納入品の運搬は慎重に行い、内容物に損傷を与えないように扱い、運搬中に路面あるいは第三者に損傷を与えた場合、搬入時に構造物等に損傷を与えた場合は全て受注者の責任において修復すること。
- 2 工事中、障害物件の取扱及び取り壊しの処置については監督職員の指示または承諾を受ける

こと。

(資格)

第9条 資格を必要とする作業は、それぞれの資格を有する者が施工しなければならない。

(工事用電力及び用水)

第10条 工事用及び検査に必要な電力、用水及びこれに要する仮設材料は、受注者の責任で処理しなければならない。

(仮設物)

第11条 現場事務所、工作小屋、材料置場など必要な仮設物を設ける場合は、受注者の責任及び費用において設置すること。なお、設置位置、概要その他については監督職員の承諾を得ること。

- 1 火気を使用する場所は関係法規の定めるところに従い、防火構造または不燃材料で覆い、消火器を常備すること。
- 2 工事用足場などを設ける場合には、堅牢かつ安全に設け、常に安全維持に努めること。

(相互協力)

第12条 受注者は、工事施工にあたって関連業者との連絡を密にし、工事の進捗を計るとともに工事境界部においては相互に協力し、全体として支障の無いように施工すること。

(点検及び立会)

第13条 施工後に検査が不可能、もしくは困難な工事または調整を要する場合で、監督職員の指示するものは立会を受けること。

- 1 各工事は、それぞれの工程において監督職員の点検を受けること。ただし、監督職員の承諾する軽微な場合はこの限りではない。

(工程管理)

第14条 受注者は、実施工程表をあらかじめ監督職員に提出し承諾を受けるとともに適正な工程管理を行わなければならない。

- 1 受注者は、常に工事の進捗状況について注意し、予定の実施工程表と実績とを比較検討して、工事の円滑な進行を計らなければならない。

(下請)

第15条 工種毎の下請業者については、発注者に届け出なければならない。また、全ての事項についての責任は両者間において解決しなければならない。

なお、一括下請についてはこれをしてはならない。

(管理義務)

第16条 工事が完成し、引き渡し完了までの間の工事対象物の保管責任は受注者とする。

(完了時の処理)

第17条 工事が完了した際には、受注者は速やかに不要材料及び仮設物を処分もしくは撤去し、清掃しなければならない。

(完成検査及び中間検査)

第18条 工事完了後、第3章第20条、21条に掲げる完成図書を提出後、速やかに完成検査を受けること。

第3章 提出物

(承認図)

第19条 受注者は、設計図書に従い承認図を作成し、監督職員の承諾（承認）を得てから製作及び施工に着手すること。

1 承諾（承認）を得た後に仕様に変更が生じた場合は監督職員の承諾を得ること。

(工事写真)

第20条 受注者は、下記に示す要領を参考に工事中の写真を撮影し、工事着手前、施工中、完成時の工程順に整理整頓し、工事完了の際に提出すること。

(1) 着手前（現況）・・・・・・・・・・100m毎に1枚程度

＊黒板に測点を記入すること。

(2) 使用材料の検測

現場到着時の使用材料検収・・・・・・・・全数確認

(3) 障害物除去状況等作業状況

現場除草、枝打ち、倒木除去等・・・・・・・・適宜

(4) 金網取り付け状況・・・・・・・・・・100m毎

(5) 金網出来形寸法

ア) 施工延長・・・・・・・・・・全数が確認できる写真（測点起終点）

イ) 設置高さ・・・・・・・・・・100m毎

(6) 門扉設置状況・・・・・・・・・・全数の状況が判る写真

(7) 門扉出来形寸法・・・・・・・・・・全門扉の寸法が確認できる写真

(8) 工事用看板・・・・・・・・・・適宜

(9) 作業従事者のヘルメット着用状況、安全対策状況・・・・適宜

(10) その他必要と思われる事項・・・・・・・・適宜

(11) 完成写真・・・・・・・・・・100m毎に1枚程度（着手前と合せる）

＊黒板に測点を記入すること。

(完成図書)

第21条 受注者は、維持管理上必要と思われる資料について監督職員から指示のあった場合には工事完成時に完成図書として提出すること。

第4章 その他

(その他)

第22条 受注者は、設計図書に従って施工するものであるが、これに明示していない事項でも施工または技術上当然必要と認められるものに対して、受注者の責任において行わなければならない。

- 1 本工事施工中、構造物の位置変更、軽微なる変更は施工設計図を提出し、監督職員の承諾を得て変更することが出来る。ただし、本変更の範囲は設計の本質的機能を変えるものであってはならない。

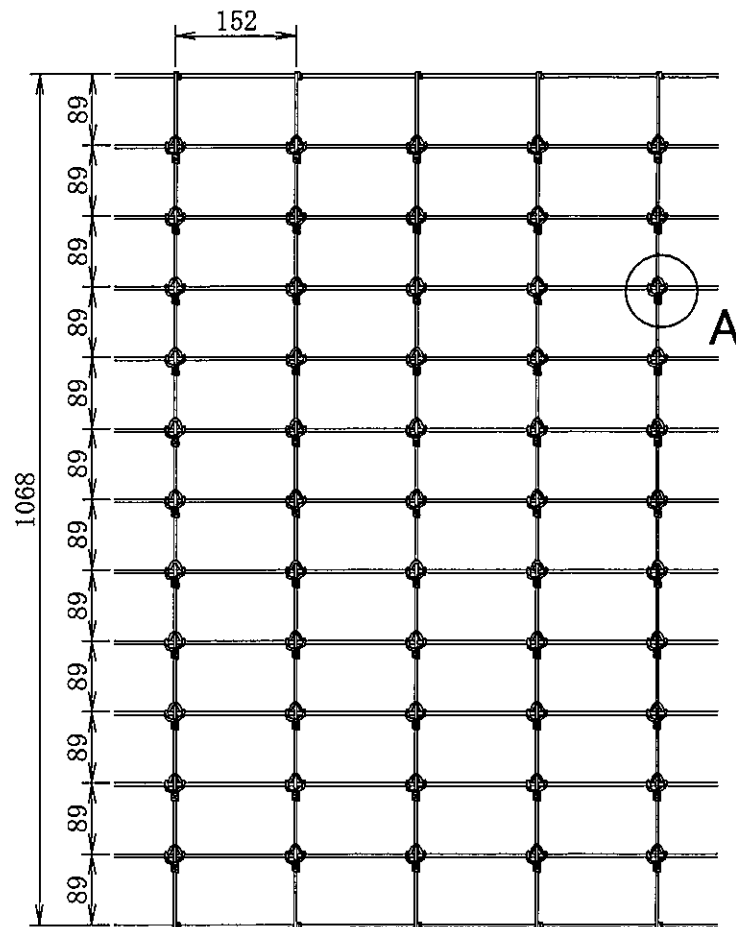
(事故報告)

第23条 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合は、直ちに監督職員に通報するとともに、監督職員が指示する期日までに事故報告書を発注者に提出しなければならない。

仕 様

材質 横線 亜鉛めっき鉄線 (JIS-G3547 SWMGS-4) 2.5mm $\pm$ 0.07mm

縦線 亜鉛めっき鉄線 (JIS-G3547 SWMGH-4) 2.5mm $\pm$ 0.06mm



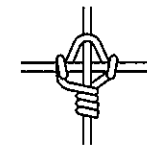
金網寸法

高さ 1068mm

1巻長さ 25m

1巻重量 29.5kg

A部詳細図



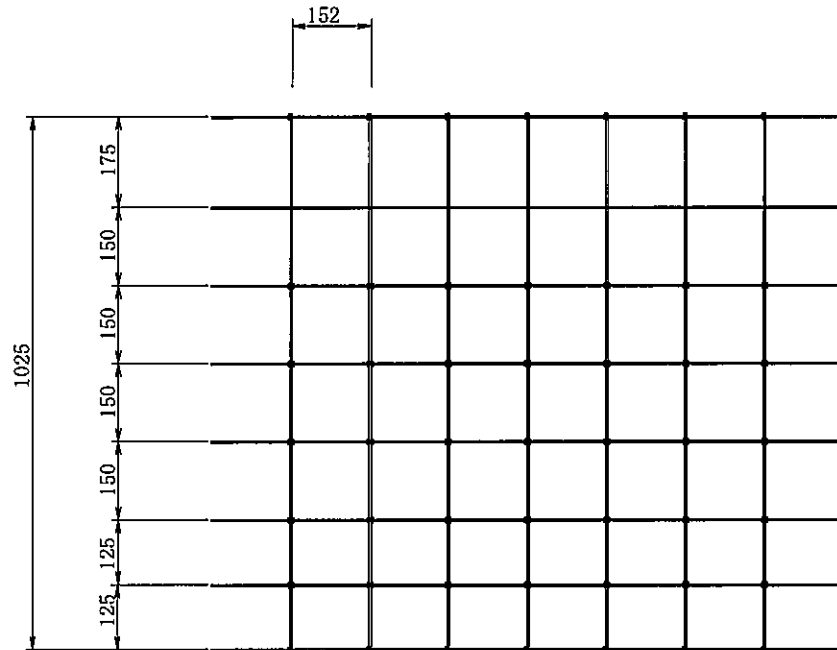
名称		タイトクロスフェンス1342-6Ta			
製図		日付			
縮尺		検図	承認	訂正	
				図番	

仕 様

材質 亜鉛めっき鉄線4種(JIS-G3547 SWMGS-4)

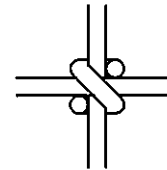
横最上線、横最下線、縦線径 2.0mm ±0.05mm

横中間線 2.0mm ±0.05mm



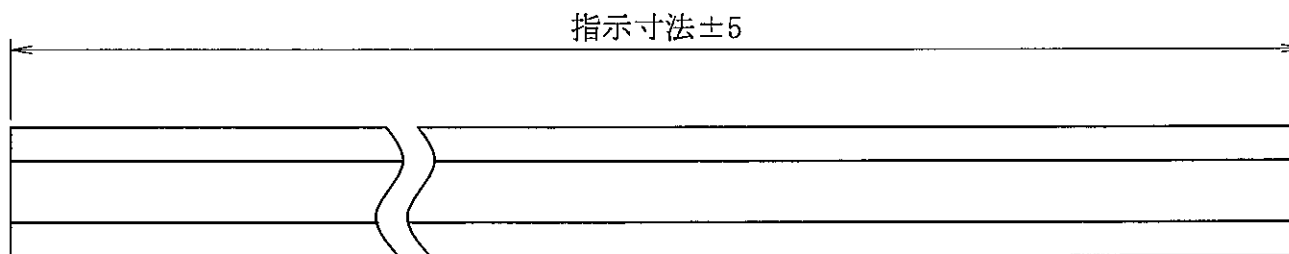
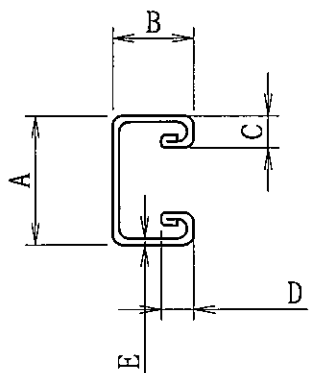
金網寸法 高さ 1025
mm 1巻長さ 25m
1巻重量 10.1 kg

A部詳細図



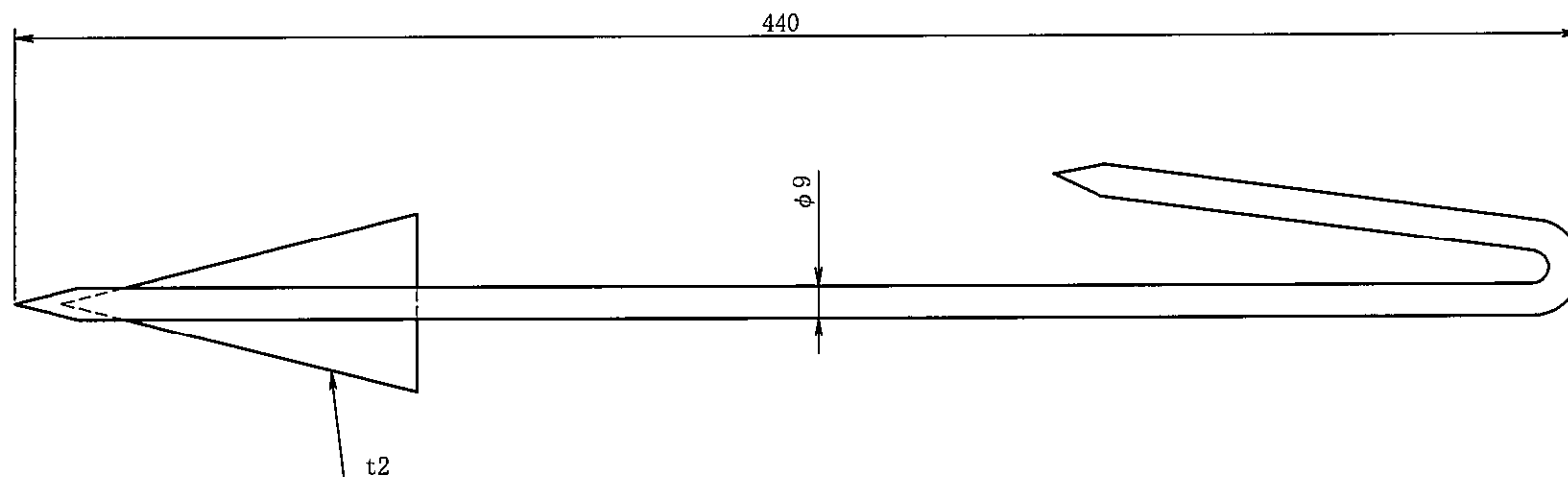
名称		S字クロスフェンス 841-6SSa					
製図		日付				訂正	
縮尺		検図		承認			
						図番	

C型支柱 PH25型 Z27 ZAM (カラー材共)



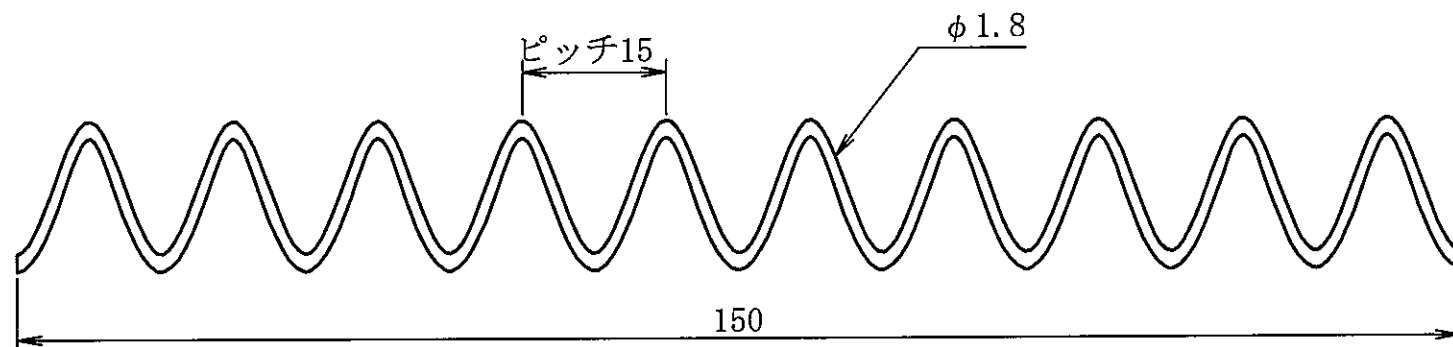
項目	規格値(mm)	許容差(mm)
A	40	± 0.5
B	25	± 0.75
C	10	+0.2 -0.6
D	10	+0.2 -0.6
E	1.4	± 0.12

名称		支柱			
製図		日付			訂正
縮尺		検図	承認		
					図番

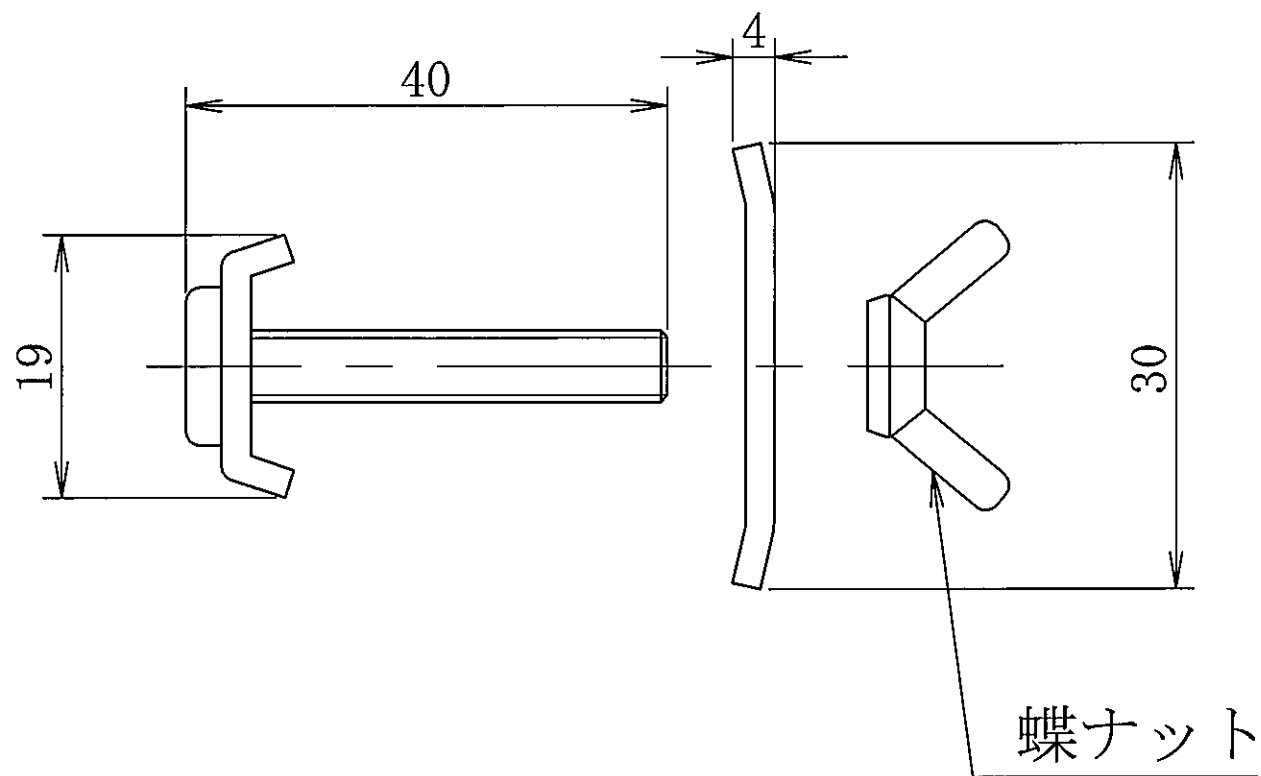


名称		アンカーピン				
製図		日付				訂正
縮尺		検図		承認		
						図番

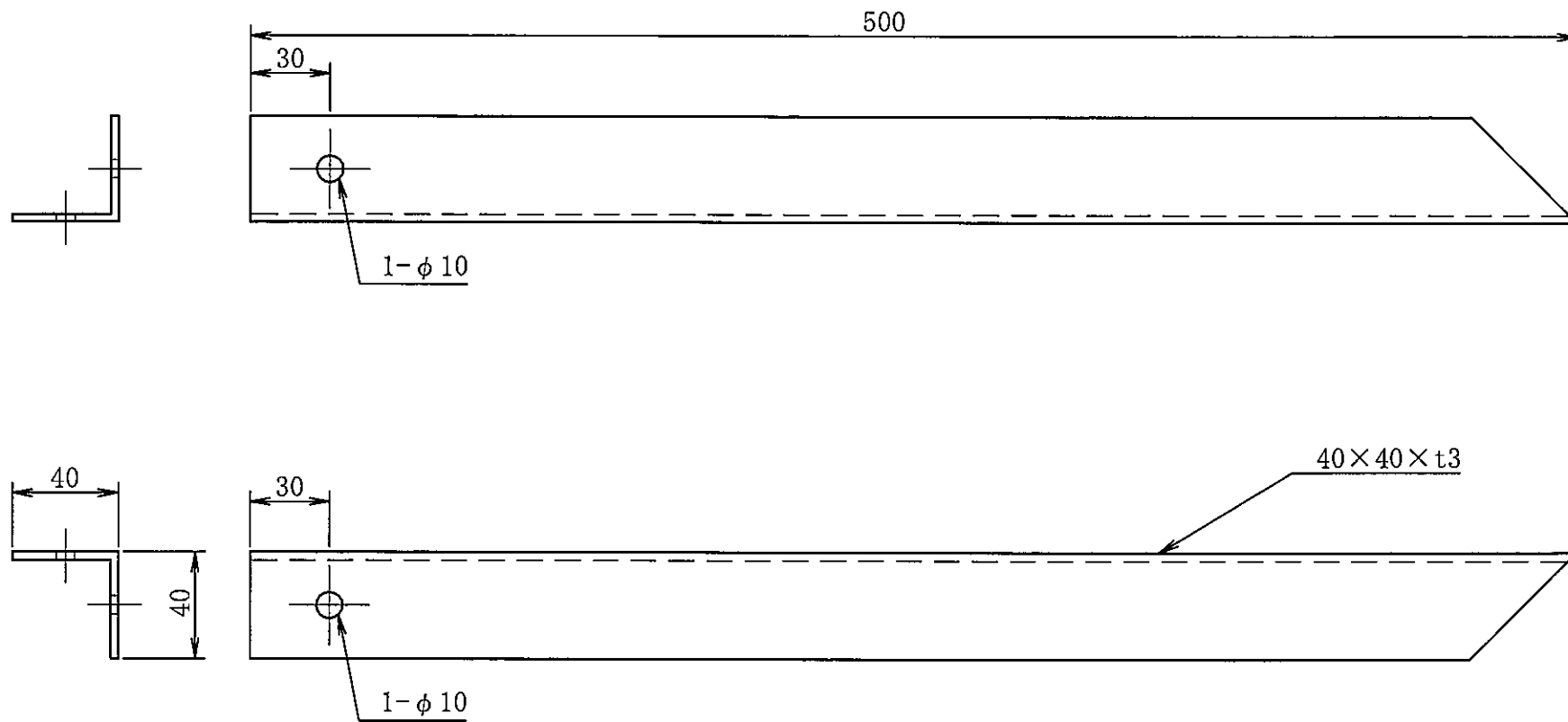
サイズ $\phi 1.8 \times 12 \times 15 \times 150\text{mm}$



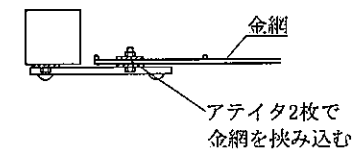
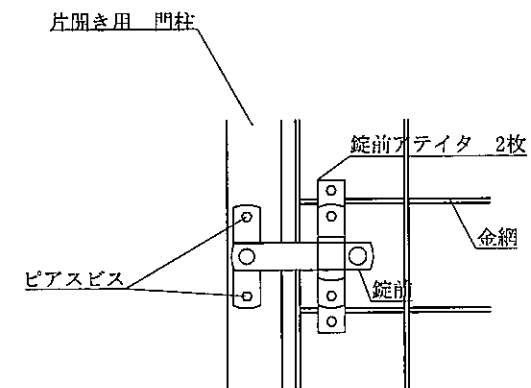
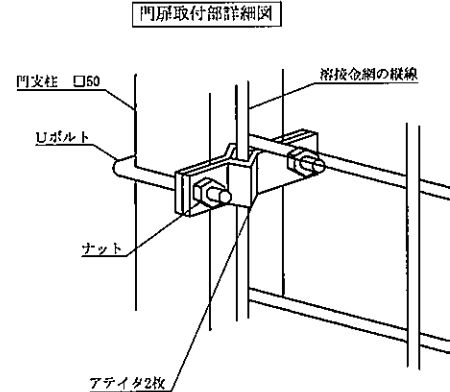
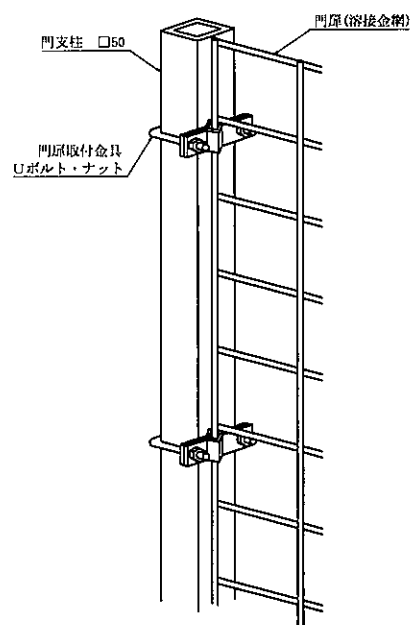
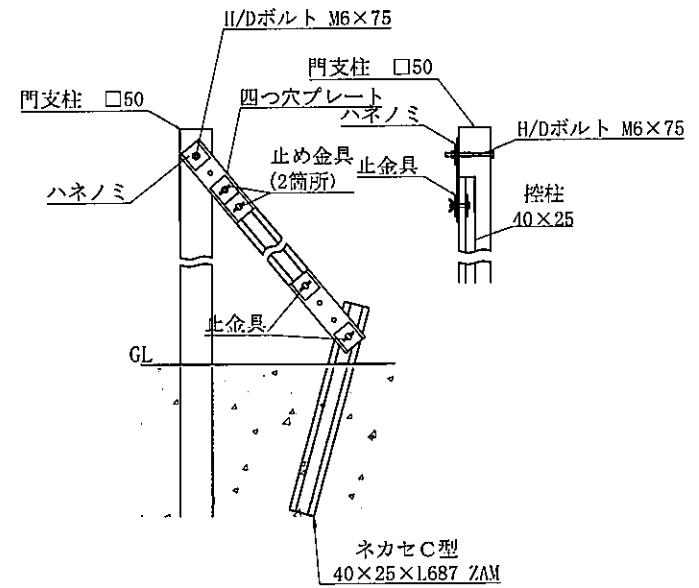
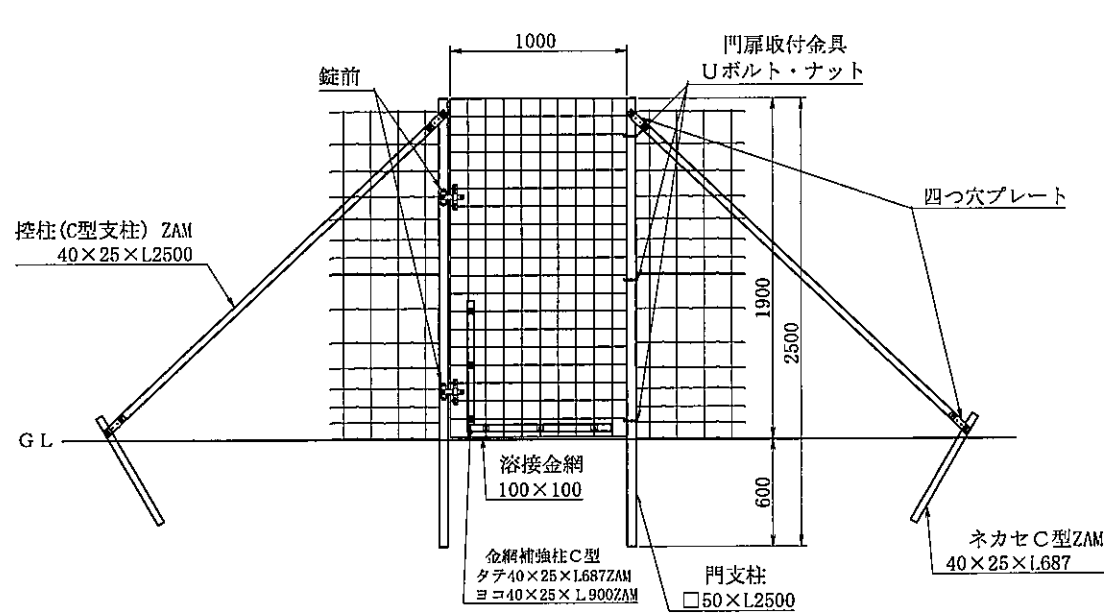
名称		結合コイル					
製図		日付				訂正	
縮尺		検図		承認			
						図番	

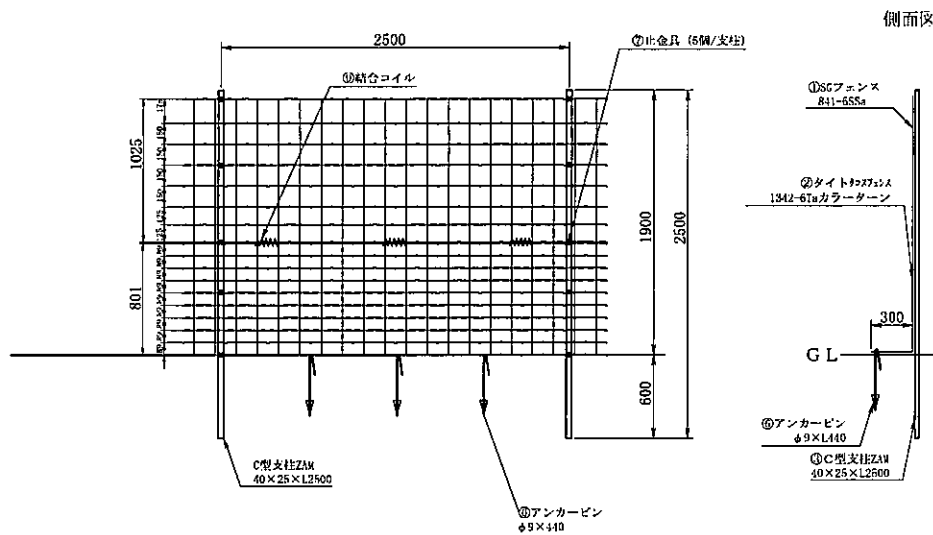


名称		止め金具				
製図		日付				訂正
縮尺		検図		承認		
						図番



名称		アングル型補助アンカー			
製図		日付			訂正
縮尺		検図	承認		アングル型補助アンカー
					図番

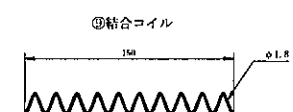
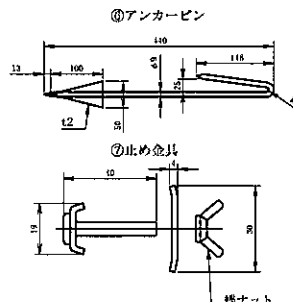
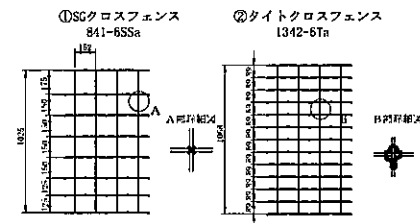
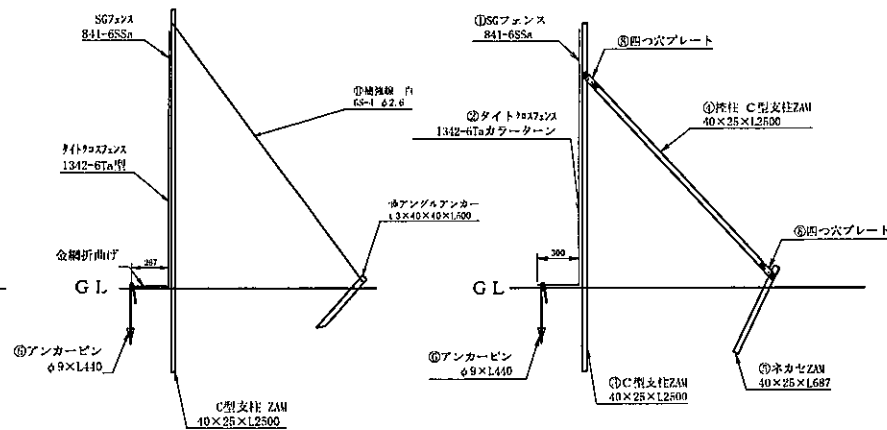




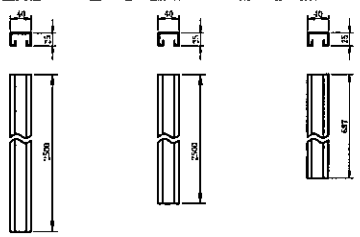
側面図

コーナー部等

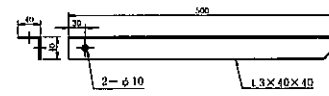
コーナー部等
(参考部材)



③C型支柱 ZAM 25型 ④C型支柱 ZAM 25型 ⑤C型支柱 ZAM 25型



⑩アングルアンカー



品番	品名	規格・寸法	材 料	備考
①	SGクロスフェンス 841-6SSa	高さ:1025mm 長さ:25m/巻 重量:10.1kg	JIS G3547 SWMS-4 横最上線・横最下線・縦線径 $\phi 2.0\text{mm}$ 横中間線径 $\phi 2.0\text{mm}$	
②	タイトクロスフェンス 1342-6Ta	高さ:1068mm 長さ:25m/巻 重量:29.5kg	規格:JIS G3547 SWMS-4 $\phi 2.5\text{mm}$ 規格:JIS G3547 SWMS-4 $\phi 2.5\text{mm}$	
③	C型支柱 25型	長さ:2500mm	JIS G3302 SGCC t1.4 ZAM	
④	C型支柱 25型	長さ:2500mm	JIS G3302 SGCC t1.4 ZAM	
⑤	C型支柱 25型	長さ:687mm	JIS G3302 SGCC t1.4 ZAM	
⑥	アンカーピン	左図寸法	JIS G3532 SWM-B 表面処理:亜鉛めっき	
⑦	止め金具	左図寸法	表面処理:溶融亜鉛めっき	
⑧	四つ穴プレート	左図寸法	表面処理:亜鉛めっき	
⑨	結合コイル	左図寸法	表面処理:亜鉛めっき	
⑩	アングルアンカー	左図寸法	一般構造用圧延鋼材G3101 SS400	
⑪	補強針金		着色亜鉛めっき線 (S) JIS G3547	

名称 猪・鹿兼用柵(2段張仕様)H-1800 ZAM

製図	日付	訂正	
縮尺	検図	承認	
		図番	

自治会名： 泉

金網柵設置工事 資材明細

実 施

No.	設置延長 (m)	金網延長 (m)	門扉延長 (m)	上アミ 25m/巻 巻	下アミ 25m/巻 巻	支柱 L=2500mm 本	止め金具 5個/支柱1本 個	アンカーピン 3本/支柱間 本	金網結合コイル 3本/支柱間 本	アングルアンカー 3本/25m 本	補強線 5kg/巻 巻	簡易門扉 1m 基	簡易門扉 2m 基	簡易門扉 3m 基	簡易門扉 4m 基	強化門扉 1m 基	強化門扉 2m 基	強化門扉 3m 基	強化門扉 4m 基	備 考
1	608.00	600.00	8.00	24	24	245	1,225	732	732	72	7	5.0		1						
2																				
3																				
4																				
5																				
6																				
7																				
8																				
9																				
10																				
11																				
12																				
13																				
14																				
15																				
16																				
17																				
18																				
19																				
20																				
小計	608.0	600.0	8.0	24.0	24.0	245.0	1,225.0	732.0	732.0	72.0	7.0	5.0	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

自治会名： 今田町黒石

金網柵設置工事 資材明細

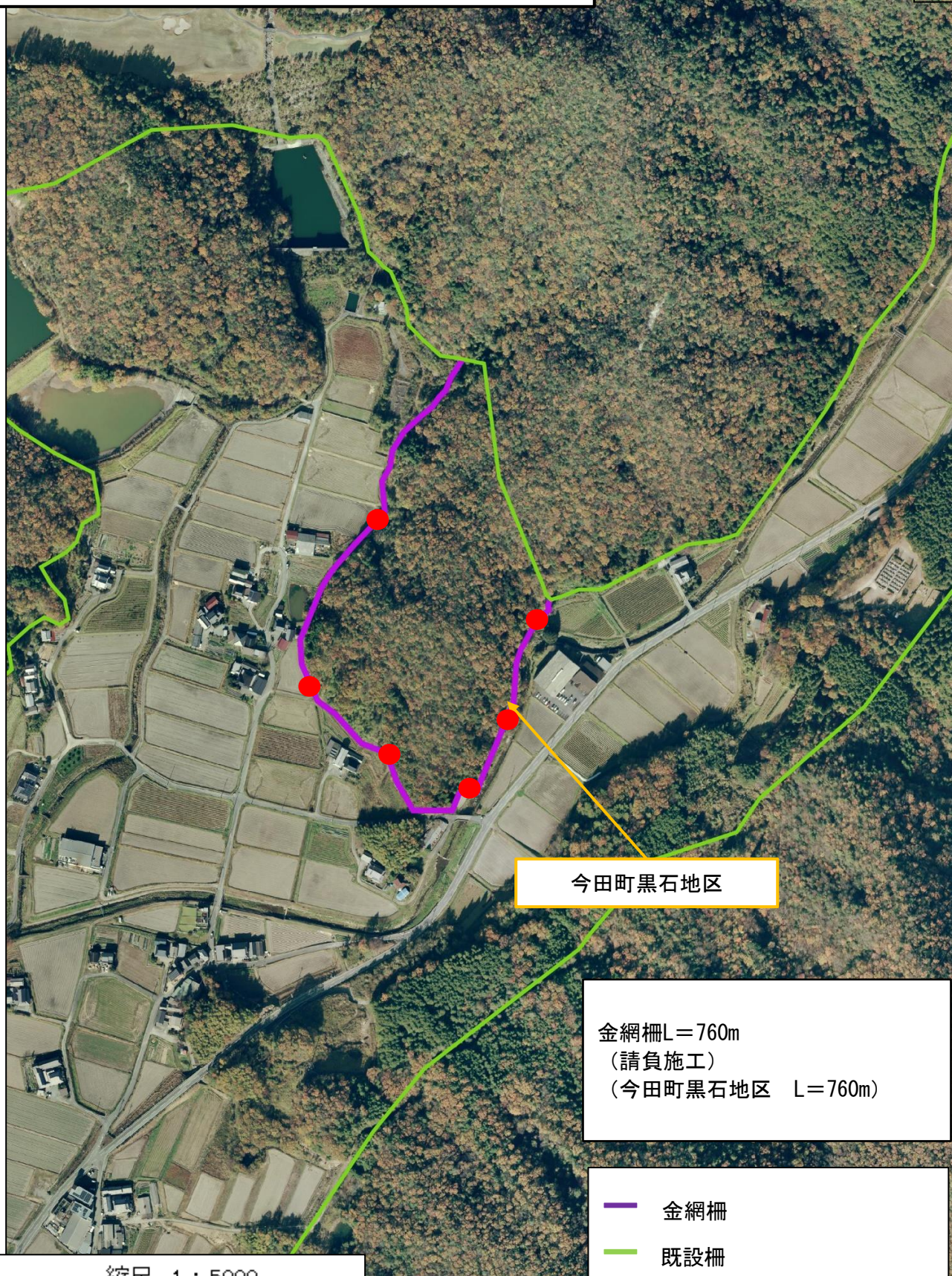
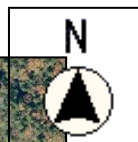
実 施

No.	設置延長 (m)	金網延長 (m)	門扉延長 (m)	上アミ 25m/巻 巻	下アミ 25m/巻 巻	支柱 L=2500mm 本	止め金具 5個/支柱1本 個	アンカーピン 3本/支柱間 本	金網結合コイル 3本/支柱間 本	アングルアンカー 3本/25m 本	補強線 5kg/巻 巻	簡易門扉 1m 基	簡易門扉 2m 基	簡易門扉 3m 基	簡易門扉 4m 基	強化門扉 1m 基	強化門扉 2m 基	強化門扉 3m 基	強化門扉 4m 基	備 考
1	760.00	754.00	6.00	31	31	305	1,525	912	912	93	8	6.0								
2																				
3																				
4																				
5																				
6																				
7																				
8																				
9																				
10																				
11																				
12																				
13																				
14																				
15																				
16																				
17																				
18																				
19																				
20																				
小計	760.0	754.0	6.0	31.0	31.0	305.0	1,525.0	912.0	912.0	93.0	8.0	6.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

11-2 雲部地区(泉地内)
侵入防止柵設置 位置図



地区25 今田地区(今田町黒石)
侵入防止柵設置 位置図



今田町黒石地区

金網柵L=760m
(請負施工)
(今田町黒石地区 L=760m)

- 金網柵
- 既設柵
- 簡易門扉1m片開き

縮尺 1 : 5000

